

GRIガイドライン第4版(G4) 対照表 (中核準拠項目のみ)

▶ 一般標準開示項目

項目	指標	記載ページ	記載内容
戦略および分析			
G4-1	組織の持続可能性の関連性と組織の持続性に取り組むための戦略に関して、組織の最高意思決定者（CEO、会長またはそれに相当する上級幹部）の声明を記載する。	2~3	Top Message
組織のプロフィール			
G4-3	組織の名称を報告する。	35	会社概要
G4-4	主要なブランド、製品およびサービスを報告する。	4~5	事業紹介
G4-5	組織の本社の所在地を報告する。	35	会社概要
G4-6	組織が事業展開している国の数、および組織が重要な事業所を有している国、報告書中に掲載している持続可能性のテーマに特に関連のある国の名称を報告する。	35	会社概要
G4-7	組織の所有形態や法人格の形態を報告する。	35	会社概要
G4-8	参入市場（地理的内訳、参入セクター、顧客および受益者の種類を含む）を報告する。	35	会社概要
G4-9	組織の規模（次の項目を含む）を報告する。 ・総従業員数 ・総事業所数 ・純売上高 ・株主資本および負債の内訳を示した総資本 ・提供する製品、サービスの量	35	会社概要
G4-10	a. 雇用契約別および男女別の総従業員数を報告する。 b. 雇用の種類別、男女別の総正社員数を報告する。 c. 従業員・派遣労働者別、男女別の総労働力を報告する。 d. 地域別、男女別の総労働力を報告する。 e. 組織の作業の相当部分を担う者が、法的に自営業者と認められる労働者であるか否か、従業員や請負労働者（請負業者の従業員とその派遣労働者を含む）以外の者であるか否かを報告する。 f. 雇用者数の著しい変動（例えば観光業や農業における雇用の季節変動）があれば報告する。	15	社員の状況
G4-11	団体交渉協定の対象となる全従業員の比率を報告する。	—	—
G4-12	組織のサプライチェーンを記述する。	4~5	事業紹介
G4-13	報告期間中に、組織の規模、構造、所有形態またはサプライチェーンに関して重大な変更が発生した場合はその事実を報告する。例えば、 ・所在地または事業所の変更（施設の開設や閉鎖、拡張を含む） ・株式資本構造の変化、その他資本の形成、維持、変更手続きの実施による変化 ・サプライヤーの所在地、サプライチェーンの構造、またはサプライヤーとの関係の変化（選択や終了を含む）	—	—
外部のイニシアティブへのコミットメント			
G4-14	組織が予防的アプローチや予防原則に取り組んでいるか否か、およびその取り組み方について報告する。	27~30	品質向上、災害対策の取り組み
G4-15	外部で作成された経済、環境、社会憲章、原則あるいはその他のイニシアティブで、組織が署名または支持したものを一覧表示する。	3、34	Top Message 国連グローバル・コンパクトへの支持表明
G4-16	（企業団体など）団体や国内外の提言機関で、組織が次の項目に該当する位置付けにあるものについて、会員資格を一覧表示する。 ・ガバナンス組織において役職を有しているもの ・プロジェクトまたは委員会に参加しているもの ・通常の会員資格の義務を超える多額の資金提供を行っているもの ・会員資格を戦略的なものとして捉えているもの	—	—
特定されたマテリアルな側面とバウンダリー			
G4-17	a. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっているすべての事業体を一覧表示する。 b. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっている事業体のいずれかが報告書の掲載から外れていることはないか報告する。	35	会社概要
G4-18	a. 報告書の内容および側面のバウンダリーを確定するためのプロセスを説明する。 b. 組織が「報告内容に関する原則」をどのように適用したかを説明する。	1、6~9	編集方針、CSRの推進
G4-19	報告書の内容を確定するためのプロセスで特定したすべてのマテリアルな側面を一覧表示する。	10~11	主なCSR活動の確認

項目	指標	記載ページ	記載内容
G4-20	各マテリアルな側面について、組織内の側面のバウンダリーを次の通り報告する。 ・当該側面が組織内でマテリアルであるか否かを報告する ・当該側面が、組織内のすべての事業体（G4-17による）にとってマテリアルでない場合、次の2つの方法のどちらかを選択して報告する - G4-17の一覧に含まれており、その側面がマテリアルでない事業体または事業体グループの一覧 - G4-17の一覧に含まれており、その側面がマテリアルである事業体または事業体グループの一覧 ・組織内の側面のバウンダリーに関して具体的な制限事項があれば報告する	12~33	各CSR活動の紹介
G4-21	各マテリアルな側面について、組織外の側面のバウンダリーを次の通り報告する。 ・当該側面が組織外でマテリアルであるか否かを報告する ・当該側面が組織外でマテリアルである場合には、当該側面がマテリアルである事業体または事業体グループ、側面がマテリアルとされる理由となった要素を特定する。また、特定した事業体で当該側面がマテリアルである地理的所在地を記述する ・組織外の側面のバウンダリーに関する具体的な制限事項があれば報告する	—	—
G4-22	過去の報告書で提供した情報を修正再記述する場合には、その影響および理由を報告する。	—	—
G4-23	スコープおよび側面のバウンダリーについて、過去の報告期間からの重要な変更を報告する。	—	—

ステークホルダー・エンゲージメント			
G4-24	組織がエンゲージメントしたステークホルダー・グループの一覧を提示する。	6~11	CSRの推進
G4-25	組織がエンゲージメントしたステークホルダーの特定および選定基準を報告する。	6~11	CSRの推進
G4-26	ステークホルダー・エンゲージメントへの組織のアプローチ方法（種類別、ステークホルダー・グループ別のエンゲージメント頻度など）を報告する、またエンゲージメントを特に報告書作成プロセスの一環として行ったものか否かを示す。	6~11	CSRの推進
G4-27	ステークホルダー・エンゲージメントにより提起された主なテーマや懸念、およびそれに対して組織がどう対応したか（報告を行って対応したものを含む）を報告する。また主なテーマや懸念を提起したステークホルダー・グループを報告する。	6~11	CSRの推進

報告書のプロフィール			
G4-28	提供情報の報告期間（会計年度、暦年など）。	1	対象範囲と期間
G4-29	最新の発行済報告書の日付（該当する場合）。	1	発行時期
G4-30	報告サイクル（年次、隔年など）。	1	発行時期
G4-31	報告書またはその内容に関する質問の窓口を提示する。	1	環境・社会報告書に関するお問い合わせ先

GRI内容索引			
G4-32	a. 組織が選択した「準拠」のオプションを報告する。 b. 選択したオプションのGRI内容索引を報告する。 c. 報告書が外部保証を受けている場合、外部保証報告書の参照情報を報告する。（GRIでは外部保証の利用を推進しているが、これは本ガイドラインに「準拠」するための要求事項ではない。）	—	—

保証			
G4-33	a. 報告書の外部保証に関する組織の方針および現在の実務慣行を報告する。 b. サステナビリティ報告書に添付された保証報告書内に記載がない場合は、外部保証の範囲および基準を報告する。 c. 組織と保証の提供者の関係を報告する。 d. 最高ガバナンス組織や役員が、組織のサステナビリティ報告書の保証に関わっているか否かを報告する。	—	—

ガバナンス			
G4-34	組織のガバナンス構造（最高ガバナンス組織の委員会を含む）を報告する。経済、環境、社会影響に関する意思決定の責任を負う委員会があれば特定する。	8 12	社内の意思決定 コーポレート・ガバナンス

倫理と誠実性			
G4-56	組織の価値、理念および行動基準・規範（行動規範、倫理規定など）を記述する。	6~7	三菱三綱領、行動基準、環境方針、環境ボランティアプラン、品質に関する私たちの宣言

▶ 特定標準開示項目

項目	指標	記載ページ	記載内容
マネジメント手法の開示項目に関する手引			
G4-DMA	a. 側面がマテリアルである理由を報告する。当該側面をマテリアルと判断する要因となる影響を報告する。 b. マテリアルな側面やその影響に関する組織のマネジメント方法を報告する。 c. マネジメント手法の評価を、次の事項を含めて報告する。 ・マネジメント手法の有効性を評価する仕組み ・マネジメント手法の評価結果 ・マネジメント手法に関連して調整を行った場合、その内容	6~33	社会的責任の7つの中核主題に関する取り組み